

令和5年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(11 月 24 日 提 案 分)

神 奈 川 県

1	令和5年第3回神奈川県議会定例会（11月24日提案分）提出議案件数調	1
2	令和5年度11月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和5年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書	2
3	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	3
4	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	4
5	令和5年度一般会計11月補正予算歳出の事業【総務局関係】	5
6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	6
7	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	7
8	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	8
9	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	9
10	和解の概要【総務局】	10
11	当せん金付証票の発売の概要【総務局】	12
12	令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【くらし安全防災局関係】	13
13	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】	14
14	令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	15
15	令和5年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	17
16	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	18
17	神奈川県子ども・若者施策審議会条例の概要【福祉子どもみらい局】	19
18	医療法施行条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	21
19	平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築一第1工区）請負契約の内容【健康医療局】	22
20	不動産の処分の変更の内容【健康医療局】	23
21	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標の概要【健康医療局】	24
22	浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約の内容【産業労働局】	28
23	訴訟の提起の概要【産業労働局】	29

24	令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】	30
25	令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】	34
26	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	35
27	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	36
28	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	37
29	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	38
30	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	39
31	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	40
32	一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事請負契約の内容【県土整備局】	41
33	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約の内容 【県土整備局】	42
34	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約の内容 【県土整備局】	43
35	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約の内容 【県土整備局】	44
36	令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	45
37	令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】	46
38	令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】	47
39	警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	48
40	動産の取得の内容【警察本部】	49
41	令和5年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	50
42	令和5年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	51
43	令和5年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算債務負担行為について 【企業庁関係】	52
44	令和5年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	53

1 令和5年第3回神奈川県議会定例会（11月24日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	4
合 計	6

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	1
条 例 の 改 正	16
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	6
動 産 の 取 得	1
そ の 他	5
合 計	29

2 令和5年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,295,032,282	15,200	2,295,047,482
特 別 会 計	2,256,178,763	—	2,256,178,763
企 業 会 計	163,885,463	—	163,885,463
合 計	4,715,096,508	15,200	4,715,111,708

(参考) 前年度（令和4年度）の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,409,946,733	10,716,122	2,420,662,855
特 別 会 計	2,116,484,239	—	2,116,484,239
企 業 会 計	158,617,819	1,219,115	159,836,934
合 計	4,685,048,791	11,935,237	4,696,984,028

(1) 令和5年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財産 収入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	一 財 源	
総 務 局	15,200									15,200	
合 計	15,200									15,200	県税 15,200

【議案（条例その他 その5） 定県第94号議案】

3 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、4法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年1月1日。ただし、新たに指定する法人については、公布の日。

4 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和6年度の権限移譲に伴う改正〔2項目〕

(ア) 土地改良法に基づく施設管理土地改良区の組織変更の認可等を行う事務を横浜市に移譲するもの

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等を行う事務を山北町に移譲するもの

イ 児童福祉法に基づく事務の変更に伴う改正〔1項目〕

認可外保育施設の設置届等について、従前の紙による届出に加え、電子による届出が導入されることに伴い、電子による届出の経由に係る事務を移譲事務から除くもの

ウ 医療法の一部改正に伴う改正〔1項目〕

医療法人からの経営情報等の報告を受理する事務を横浜市、川崎市及び相模原市に移譲するもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日。ただし、(2)ウについては、同年1月1日。

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた土地改良法第76条の5第1項又は第76条の13第1項に規定する認可の申請に係る同法第76条の5第1項及び第3項（第76条の16において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第76条の13第1項及び第3項の規定による事務については、なお従前の例による。

(イ) 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、なお従前の例による。

5 令和5年度一般会計11月補正予算歳出の事業【総務局関係】

2款 総務費 7項 徴税费

- ⑨・ 元川崎合同庁舎損害賠償請求事件和解金 15,200千円
元川崎合同庁舎において発生した委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所川崎支部からの和解勧告に基づき和解する。

6 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

子ども・若者に関する施策等の調査審議等を行うため、神奈川県子ども・若者施策審議会を条例に基づく附属機関として位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「神奈川県青少年問題協議会」及び「神奈川県子ども・子育て会議」の項を削除し、子ども・若者に関する施策等を調査審議等する附属機関として、「神奈川県子ども・若者施策審議会」の項を規定する。

（別表関係）

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項中の「神奈川県子ども・子育て会議」を「神奈川県子ども・若者施策審議会」に改める。（附則第2項関係）

ウ 神奈川県子ども・子育て会議条例及び神奈川県青少年問題協議会条例を廃止する。（附則第3項関係）

(3) 施行期日

令和6年3月1日

7 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

文化スポーツ観光局を設置する本庁機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の終了に伴い、小規模となっているスポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とを統合し、効果的・効率的な執行体制を確保するとともに、一体的に施策を推進するため、文化スポーツ観光局を設置する。（第4号関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

8 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農用地利用集積等促進計画の認可の公告に係る証明書交付手数料を新設するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

農地の貸付等に係る制度変更に伴い、市町村で行っていた租税特別措置法の規定による税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の一部を都道府県が行うこととなったため、当該事務に係る手数料を新設する。

(別表の4 環境農政局関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年1月1日

イ 経過措置

改正後の別表の4 環境農政局関係の表91の28の項の規定は、この条例の施行の日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

【議案（条例その他 その5） 定県第99号議案】

9 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

使用料の額を改定するとともに、綾瀬市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

施行日前に許可を受け、施行日以後の使用料を既に納入している等の場合、使用料は従前の額とする。

応訴した。

イ 本訴訟について審理を継続していたところ、裁判所から和解が勧告され、令和5年9月19日の弁論準備期日において、県から原告に和解金1,520万円、被告会社から原告に和解金2,280万円を支払うことなどが記載された和解条項案が取りまとめられた。

11 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和6年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和6年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

【議案（予算 その2） 定県第87号議案】

12 令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【くらし安全防災局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			13,896
	8 安全防災費		13,896
		石油貯蔵施設周辺地域施設整備費	13,896
くらし安全防災局計			13,896

【議案（条例その他 その5） 定県第100号議案】

13 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置完成検査手数料について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

貯蔵施設等設置完成検査手数料の算定に当たり、減額対象となる高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う完成検査を追加する。
(別表関係)

(3) 施行期日

令和5年12月21日

14 令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
土地改良施設危険 防止対策事業費	5,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	3,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	5,000		そ の 他	—
						一般財源	2,000
県有林事業費	12,529	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	12,529		そ の 他	—
						一般財源	12,529
旧社営林事業費	24,444	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	24,444		そ の 他	24,444
						一般財源	—
林道改良事業費	7,931	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	7,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	7,931		そ の 他	—
						一般財源	931
林道維持費	283,866	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	283,866		そ の 他	283,866
						一般財源	—
治山事業費	9,933	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	9,933		そ の 他	—
						一般財源	9,933

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
保安林改良事業費	千円 11,099	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 -
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	11,099		県 債	8,000
					そ の 他	-	
					一般財源	3,099	
水源林整備事業費	230,170	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	230,170		県 債	-
					そ の 他	-	
					一般財源	230,170	
県営漁港整備事業 費	2,700	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	2,700		県 債	2,000
					そ の 他	-	
					一般財源	700	

15 令和5年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
森林環境調査費	26,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	26,000		そ の 他	26,000
						繰越金	-
丹沢大山保全・再生対策事業費	16,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	16,000		そ の 他	16,000
						繰越金	-
水源林整備事業費	76,827	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	76,827		そ の 他	76,827
						繰越金	-
水源林土壌保全対策事業費	211,430	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	211,430		そ の 他	211,430
						繰越金	-

16 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

占用料の額を改定する。（別表第2の2及び別表第3の2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

占用の許可の期間が施行期日をまたいでいる場合、施行期日前の期間の占用料については、なお従前の額とする。

17 神奈川県子ども・若者施策審議会条例の概要

(1) 制定の趣旨

子ども・子育て支援法第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき、神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

この条例は、子ども・子育て支援法第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営その他必要な事項を定める。

イ 所掌事項（第2条）

神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(ア) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項

(イ) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項に規定する設備及び運営の向上

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

ウ 委員（第3条）

(ア) 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(イ) 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

エ 会長、副会長、専門委員及び部会（第4条、第5条、第7条）

審議会に、会長及び副会長各1名を置くほか、専門の事項を調査審議するため、専門委員及び部会を置くことができる。

オ 会議（第6条）

(ア) 審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

(イ) 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席により開催し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。

カ 委員でない者の出席（第8条）

審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

キ 会長への委任（第9条）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(3) 施行期日

令和6年3月1日

18 医療法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の人員等の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

病院の人員等の基準について、「栄養士」に関する基準を「栄養士又は管理栄養士」の基準に改める。（第3条第1項関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第110号議案】

19 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築－第1工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築－第1工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 秦野市寿町2240番3 |
| (3) 請負契約者名 | 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰 巳 |
| (4) 請負契約金額 | 6億3,219万7,940円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年2月21日 |

20 不動産の処分の変更の内容

(1) 目的

医療法人社団葵会への旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲に当たり締結した県有財産売買契約において契約効力発生の停止条件としている土地の整理業務の実施等に伴い、土地の譲渡面積等に変更が生じたため、所要の変更を行うものである。

(2) 売却物件

土地

変更前

所在地 厚木市七沢字神出1304番ほか33筆

地積 50,296.53平方メートル

地目 宅地、田、畑、原野及び山林

変更後

所在地 厚木市七沢字神出1304番1ほか62筆

地積 57,139.26平方メートル

地目 宅地、原野及び山林

(3) 売却金額

変更前

10億4,302万600円

変更後

10億4,743万6,600円

(4) 売却の相手方

変更前

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

医療法人社団 葵会

理事長 新谷 幸義

変更後

千葉県柏市小青田一丁目3番地12

医療法人社団 葵会

理事長 新谷 幸義

21 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標の概要

(1) 趣旨

県が公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に指示する「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第一期中期目標」（平成30年度～令和5年度）について、目標期間が終了するため、令和6年度を初年度とする第二期中期目標を定める。

(2) 内容

ア 前文

平成30年度に公立大学法人に移行した神奈川県立保健福祉大学は、自主・自律的な法人運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、第一期中期目標期間（平成30年度から令和5年度）においては、全体として中期目標を達成できることが見込まれている。

一方で、少子高齢化、グローバル化及び情報化が急速に進む中、昨今では感染症への対応も重要視されたことから、保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況は大きく変化しており、大学に対する社会からの期待はますます大きなものとなっている。以上の点を踏まえ、神奈川県は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）がその使命を果たすべく、積極的に地域に貢献する大学として神奈川県民の期待に応える成果を着実にあげていくために、次のとおり第二期中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

イ 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

ウ 教育研究等の質の向上に関する目標

(ア) 教育に関する目標

- a 豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課

題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

- b 社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向などに的確に対応することを目的として、教育内容の継続的な改善を図るためカリキュラムポリシーを必要に応じて見直すとともに、学生が知識や技術を確実に習得できるよう、教育方法の継続的な工夫に努める。
- c ディプロマポリシーに基づいた授業の到達目標を明示し、学修成果を適正に評価する。
- d 教育の質を確保するため、デジタル技術を活用した教育研究の機能強化を推進するとともに、優れた教員の確保や教育環境の向上を図る。
- e 大学が求める学生像及び教育理念等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施し、より優秀な学生の確保に取り組むとともに、社会人やグローバル人材の育成・活躍推進を図るほか、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえた入学者受入れのあり方を検討する。

(イ) 学生への支援に関する目標

- a 学生が大学生活や卒業後において充実した生活を送ることができるよう、学習支援や健康・生活に関する支援及びキャリア支援を行う。
- b イノベーションを起こす人材の輩出に向け、起業をはじめとする学生のチャレンジを支援するとともに、国際的な学生交流の推進に努め、国際社会において活躍できる人材の育成を図る。

(ウ) 研究に関する目標

- a 保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。また、県と連携し、大学の知見・資源を生かした未病の改善による健康寿命の延伸、科学的視点に基づく感染症対策、当事者目線の介護や障がい福祉施策、子ども施策などの研究等に取り組み、政策立案に活かすとともに、社会実装を推進し、県民の保健福祉の向上に寄与する。
- b 質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、個々の教員が競争的外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(エ) 社会貢献に関する目標

- a 大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。
- b 県に対し知見や成果を提供するとともに、保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化のための継続的な教育資源の還元に取り組む。
- c 産学官連携を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与するほか、社会システムにおけるイノベーションの創出に積極的に貢献する。
- d 国際社会において活躍できる人材を育成するため、多様な教育研究活動や教員の国際的活動の推進に努める。

エ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(ア) 運営体制の改善に関する目標

教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

(イ) 人事の適正化に関する目標

組織の活性化や業務の質の向上を図るため、人事制度等を見直すとともに、優れた人材を確保する。

(ウ) 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人・大学運営の効率化を図るため、事務組織の見直しや、事務手続きのデジタル化を推進し、効果的な事務運営に努める。

オ 財務内容の改善に関する目標

(ア) 大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行うとともに、法人経営の安定化を図るため、外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

(イ) 大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

カ その他業務運営に関する重要な目標

(ア) 教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

(イ) 学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を見直すとともに、情報セキュリティ対策の充実、その他の安全管理対策を行い、その有効性について定期的な見直しを行う。

(ウ) 法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守などに努め、定

期的な見直しを行うとともに、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

キ 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- (ア) 大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。
- (イ) 法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。

【議案（条例その他 その5） 定県第115号議案】

22 浦島合同庁舎（仮称）整備事業委託契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 委託業務名称 | 浦島合同庁舎（仮称）整備事業 |
| (2) 委託業務箇所 | 横浜市神奈川区浦島丘4 |
| (3) 委託契約者名 | 戸田・紅梅特定建設工事共同企業体
代表者 戸田建設株式会社横浜支店
支店長 縄 田 浩 |
| (4) 委託契約金額 | 29億7,594万円 |
| (5) 業務着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決を得た日 |
| (6) 業務完了予定年月日 | 令和10年1月31日 |

23 訴訟の提起の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を求めている債務者に対し、返還請求の訴訟を提起するものである。

(2) 内容

ア 件 名

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求事件

イ 訴訟の相手方

住 所	氏 名
横浜市中区山手町24番地4シテイ ヒル山手24都会の丘1号棟201号 室	M9d i n i n g 合同会社 代表社員 川 島 晃 巳
██	██
横浜市金沢区谷津町359番地6	株式会社 e m p i r e 代表取締役 飯 田 雅 仁
██	██
██	██

ウ 請求内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求

(3) 経過

所在不明のため民事訴訟法第383条の規定に基づく支払督促の申立てができない債務者に対し、返還請求の訴訟を提起するものである。

24 令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
道路補修費	1,590,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	1,431,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	1,590,000		そ の 他	-
						一般財源	159,000
道路災害防除事業費	125,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	112,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	125,000		そ の 他	-
						一般財源	13,000
電線地中化促進事業費	17,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	12,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	17,000		そ の 他	-
						一般財源	5,000
交通安全施設等整備費	521,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	468,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	521,000		そ の 他	-
						一般財源	53,000
橋りょう補修費	260,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	234,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	260,000		そ の 他	-
						一般財源	26,000
街路樹維持事業費	14,500	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	14,500		そ の 他	-
						一般財源	14,500

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
道路改良費	千円 842,000	前年度末までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 199,500
						県 債	577,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	842,000		そ の 他	—
						一般財源	65,500
街路整備費	80,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	72,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	80,000		そ の 他	—
						一般財源	8,000
河川修繕費	666,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	666,000		そ の 他	—
						一般財源	666,000
水防情報基盤緊急 整備事業費	75,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	67,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	75,000		そ の 他	—
						一般財源	8,000
河川改修事業費	472,500	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	83,500
						県 債	349,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	472,500		そ の 他	—
						一般財源	40,000
海岸補修費	30,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	30,000		そ の 他	—
						一般財源	30,000
海岸高潮対策費	105,570	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	95,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	105,570		そ の 他	—
						一般財源	10,570

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
砂防林事業費	千円 51,000	前年度末までの支出 (見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	51,000		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	51,000
砂防施設改良費	41,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	41,000		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	41,000
砂防環境整備費	50,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	50,000		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	50,000
防災砂防事業費	139,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	139,000		県 債	106,000
						そ の 他	—
						一般財源	33,000
通常砂防事業費	413,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	140,833
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	413,000		県 債	8,000
						そ の 他	—
						一般財源	264,167
地すべり対策事業費	24,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	12,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	24,000		県 債	10,000
						そ の 他	—
						一般財源	2,000
急傾斜地崩壊対策事業費	762,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	95,800
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	762,000		県 債	299,000
						そ の 他	356,800
						一般財源	10,400

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
港湾補修費	千円 69,700	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	69,700		県 債	—
					そ の 他	—	
					一般財源	69,700	
公園整備費	90,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	90,000		県 債	54,000
					そ の 他	—	
					一般財源	36,000	

【議案（予算 その2） 定県第87号議案】

25 令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,480,668
	2 道路橋りょう費		454,668
		道路管理計画調査費	119,373
		交通安全施設等整備費	221,375
		橋りょう補修費	113,920
	3 河川海岸費		615,000
		河川改修事業費	285,000
		河川再生事業費	330,000
	4 砂防費		341,000
		防災砂防事業費	25,000
		通常砂防事業費	50,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	266,000
	5 港湾費		70,000
		港湾補修費	70,000
県土整備局計			1,480,668

【議案（条例その他 その5） 定県第103号議案】

26 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

使用料の額を改定するとともに、綾瀬市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

27 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

使用料の額を改定する。（別表第2の2関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

28 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

道路法施行令の一部改正等により、国道の占用料の額が見直されたこと等を踏まえ、県道の占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定及び所在地区分の変更

令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ占用料の額を改定するとともに、綾瀬市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表関係）

イ 占用料算定区分の追加

法第32条第1項第3号に掲げる施設の占用料算定区分に、「自動運行補助施設」の区分を追加するとともに、「政令第7条第14号に掲げる施設」（防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの）の占用料算定区分を追加する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第106号議案】

29 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料等の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

専用利用料及び占用料等の額を改定する。（別表第1の7及び別表第2関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第107号議案】

30 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料等の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

占用料等の額を改定するとともに、綾瀬市の所在地区分を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。（別表第2関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第108号議案】

31 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料等の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

占用料等の額を改定する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第111号議案】

32 一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 平塚市虹ヶ浜～唐ヶ原地内 |
| (3) 請負契約者名 | 池田建設・関東緑地土木特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社池田建設
代表取締役 池 田 一 |
| (4) 請負契約金額 | 8億3,922万3,000円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和6年7月31日 |

【議案（条例その他 その5） 定県第112号議案】

33 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 横須賀市鴨居2－80 |
| (3) 請負契約者名 | 小俣・サクラ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 順 一 |
| (4) 請負契約金額 | 11億2,100万3,400円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年11月28日 |

【議案（条例その他 その5） 定県第113号議案】

34 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 横須賀市鴨居2－80 |
| (3) 請負契約者名 | 紅梅・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社紅梅組
代表取締役 佐々木 利 文 |
| (4) 請負契約金額 | 7億9,577万6,740円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年8月29日 |

【議案（条例その他 その5） 定県第114号議案】

35 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 横須賀市鴨居2－80 |
| (3) 請負契約者名 | 松浦・今井特定建設工事共同企業体
代表者 松浦建設株式会社
代表取締役 松 浦 秀 敏 |
| (4) 請負契約金額 | 9億1,527万6,120円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年8月29日 |

36 令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
学校施設長寿命化 対策費	22,055	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	16,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	22,055		そ の 他	-
						一般財源	6,055
県立学校空調設備 整備費	630,791	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	473,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	630,791		そ の 他	-
						一般財源	157,791
高等学校施設整備 工事費	645,390	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	645,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	645,390		そ の 他	-
						一般財源	390
高等学校施設整備 工事設計調査費	10,978	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	10,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	10,978		そ の 他	-
						一般財源	978

37 令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
警察施設各所営繕費	302,930	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	226,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	302,930		そ の 他	-
						一般財源	76,930
交通安全施設整備費	460,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	132,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和5年度 ～ 令和6年度	460,000		そ の 他	-
						一般財源	328,000

【議案（予算 その2） 定県第87号議案】

38 令和5年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 警察費			130,135
	1 警察管理費		130,135
		警察施設各所営繕費	91,718
		警察施設整備費	38,417
警 察 本 部 計			130,135

39 警察組織に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

津久井警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

津久井警察署の位置を改正する。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日。

40 動産の取得の内容

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 多目的運搬車Ⅱ型
22台 |
| (2) 契約者名 | 日産プリンス神奈川販売株式会社
フリート営業部 部長 深谷 智行 |
| (3) 契約金額 | 1億5,790万930円 |
| (4) 納入期限 | 令和6年3月29日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

41 令和5年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長 期 借 入 金	自 己 金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
取水及び浄水施設維持運営費	96,899		-	令和5年度 ～ 令和6年度	96,899	-	-	96,899
給水装置維持運営費	12,293		-	令和5年度 ～ 令和6年度	12,293	-	-	12,293
原水及び浄水設備整備事業費	63,470		-	令和5年度 ～ 令和6年度	63,470	-	44,000	19,470
配水管網再構築事業費	200,885		-	令和5年度 ～ 令和6年度	200,885	141,000	-	59,885
水道施設耐震化事業費	945,886		-	令和5年度 ～ 令和6年度	945,886	662,000	-	283,886
老朽配水管リフレッシュ事業費	2,783,018		-	令和5年度 ～ 令和6年度	2,783,018	1,948,000	-	835,018
配水管等切回事業費	167,175		-	令和5年度 ～ 令和6年度	167,175	-	-	167,175
その他配水設備整備事業費	69,575		-	令和5年度 ～ 令和6年度	69,575	-	49,000	20,575
大口径老朽管リフレッシュ事業費	739,355		-	令和5年度 ～ 令和6年度	739,355	-	518,000	221,355

42 令和5年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	自 己 資 金
相模貯水池堆砂対策事業費	1,183,721		-	令和5年度 ～ 令和6年度	1,183,721	981,305	202,416
相模貯水池管理事業費	54,538		-	令和5年度 ～ 令和6年度	54,538	1,454	53,084
水力発電設備整備事業費	9,339		-	令和5年度 ～ 令和6年度	9,339	-	9,339

43 令和5年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	共 同 施 設 改 良 受 託 収 入
城山ダム施設管理事業費	千円 21,571		千円 -	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 21,571	千円 21,571

44 令和5年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について
【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	三保ダム管理受託収入
貯水池等保全対策事業費	千円 129,723		千円 -	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 129,723	千円 129,723